

② 仕事と家庭の両立環境の造成及び家族親和的・社会文化の造成

- ◇ 「仕事」を中断したり、最初から断念したりすることなく職場生活と育児が両立できる環境を造成
 - ・出産前後に休暇を余儀なくされる人に対する国家の支援拡大等母性保護を強化する
 - ・育児休職制度の多様化、勤労形態の柔軟化等で出産・育児を経て、職場への復帰が簡単にできるようにして女性の経済活動への参加を促進
 - ・出産に対して家族親和的企業の経営モデルを開発し、勤労者の仕事と家庭の両立に寄与した優秀企業に対し認証を与える。家族親和的職場の文化を造成する
- ◇ 女性達が出産・育児後労働市場に復帰できるように女性にぴったりの仕事を作りだし就業支援プログラムを運営
- ◇ 学校・家庭・社会で家族の価値と両性平等に関する教育及び広報を強化
 - ・家事及び子育ての責任が女性に集中しないように、家事労働の分担及び両性の平等を内容とする教育・広報を持続的に推進
 - ・家族間の絆を強化するために、家族生活教育プログラムを提供し家族単位の余暇文化を支援

③ 未来世代育成のための社会投資を拡大し児童と青少年が安全で健全に成長できるような基盤づくり

児童と青少年に安全な成長環境を提供し各種事故から保護

児童権利を保護するための社会システムを構築し、急増する有害環境から児童と青少年を保護

貧困家庭の児童が自立できるように、保健・福祉・教育が一体となった統合サービスを提供すると同時に自立のための資金を国も共同で積み立てる児童発達支援口座を拡大

1 結婚・出産・養育に対する社会の責任の強化

1-1 新婚夫婦の出発支援

1. 結婚・出産適齢層を対象とした結婚情報の提供及び支援制度の導入

ア. 現況

◇わが国の場合、大部分が法的婚姻の下で出産しているが、婚姻率は下がり初婚年齢が持続的に上昇し出産率は低下

- ・婚姻状態での出生比率：（2000年）99.1%→（'05年）98.5%，米国 63.2%，イギリス 57.1%，フランス 51.6%，日本 98.0%
- ・千人当たりの婚姻件数（早婚姻率）：（'90年）9.3 件→（'95年）8.7 件→（2000年）7 件→（'05年）6.5 件→（'06年）6.8 件→（'07年）7 件
- ・初婚年齢：（1990年）男 27.9 女 24.9→（'95年）男 28.4 女 25.4→（'00）男 29.3 女 26.5 →（'07年）男 31.1 女 28.1 歳
 - * 20~24 歳で結婚すると平均出生児数 1.94 人、25~29 歳で結婚すると 1.65 人、30~34 歳で結婚すると 1.22 人、35~39 歳で結婚すると 0.73 人に減少

◇結婚年齢の高齢化による可妊娠期間の短縮、不妊の増加等が低出産の主な原因の一つであるが、これまで晩婚化に対する直接的な対応は不十分

- ・80 年代までは有配偶出産率の減少が出産率下落の主な原因だったが、90 年代からは結婚年齢の上昇が主な原因として作用

出生率低下に対する寄与度

区分	'59～'69	'70～'79	'80～'89	'90～'99 ('95～'99)	'99～'04
有配偶出生率の減少	90	85	61	-95 (-2)	49.1
結婚年齢の上昇	10	15	39	195 (102)	50.9

- ・2007 年現在、千ヶ所余りの結婚情報会社が営業中だが（9 月頃正確な統計を集計）、高い費用や不正確な情報取得等で適齢期男女が誰でもが利用できるわけではない
- ・商品及びメークの広告目的以外に、結婚準備及び結婚生活に対する客観的な統合情報を提供しているものは皆無
- ・2004 年から健康家庭支援センターを通して夫婦教育及び相談を実施し、2007 年現在、65ヶ所が運営しているが、既婚者向けが中心
- * 男性の場合、軍服務期間中に配偶者が妊娠・出産すること、また子女を養育すること等は困難であり、結婚及び出産を延期する断絶現象が発生
- ・更に、最近、男性の軍服務年齢が高くなっている、軍服務期間中は結婚及び配偶者の出産を延期したいと考えるため晩婚化現象が深刻化

イ. 推進計画

● 人口保健福祉協会の結婚支援サイト（www.match.kr）の拡大改編と結婚関連情報の提供及び相談が可能な専門ポータルサイトの構築・運営

- ◇ 低費用結婚の斡旋、正確な信用管理を通して未婚者が手軽に利用できるようにし、さらにサイトの信頼度を高め健康な出会いの場を提供
- ◇ 結婚準備、健康な家庭生活等結婚と関連した総合的な情報を提供
- ◇ 出会い・結婚準備・健康な家庭生活に対する段階別的情報を提供

● 大学生及び結婚予定者を対象とした結婚準備プログラムの運営

- ◇ 相互コミュニケーション、家庭内葛藤の処理、仕事と家庭のバランス、妊娠出産育児の体験等を通して健康な結婚観及び子女観を確立
- ◇ 健康家庭支援センターの教育プログラムを拡大・強化し大学の教養講座に家庭生活関連の内容を補強

● 現役及び予備役将兵を対象とした教育の際に、結婚・出産・育児に関する教育を実施する等男性に対する教育を強化

- ◇ 政訓教育、予備軍及び民防衛訓練、戦闘警察・義務警察教育等男性の集合教育時間を利用し結婚・出産・育児に対する認識を改善（2009年～）
- ◇ 健康家庭支援センターの「巡回お父さん教育」を拡大し平等な家族文化を造成

● 結婚が出産へと繋がるために軍服務と両立できるよう結婚・出産適齢層の結婚初期の生活を安定させることが必要

- ◇ 既婚兵士は居住地に近い部隊へと勤務地を調整し、配偶者の妊娠または子女養育という事由がある際は入営期日を延期（2007.7.1 施行）
 - ・ 子女がある既婚者は常勤予備役に分類し家庭生活と両立できるようにする（2008.1.1 施行）

2. 新婚夫婦の新居資金の支援

ア. 現況

- ◇ 住宅の購入及賃借等の結婚準備費用負担の増加は晩婚化と低出産の主な原因として作用
 - ・ 未婚男女が結婚しない主な理由のうち、結婚費用等の経済的負担が大きな比重を占

めており、結婚費用の大部分は住居費負担

※2007年の新婚夫婦の平均結婚費用は1億7,245万ウォンで、そのうち住宅費用は1億2,260万(71.1%)（2008年、韓国結婚文化研究所）

未婚男女（20～44歳）が結婚しない主な理由

性別	経済的状況	結婚費用	結婚生活の困難、 自我成就の妨害	結婚年齢	ふさわし い状態の 達成困難	結婚する 考えなし	その他
男子	31.7	11.5	11.5	27.7	9.6	2.6	5.5
女子	10.2	7.6	20.6	35.9	14.2	5.9	5.6

◇有配偶女性が出産を中断した理由のうち「住宅の用意ができないから」が1.7%を占める等、未婚だけでなく既婚者にも住宅の用意は負担として作用

- 特に、請約加点制の導入（2007年9月）により新婚夫婦の新規住宅市場への参入が困難

有配偶女性（20～44歳）の出産中断理由

分類	理由	全体
経済的不安定	所得不足	20.5
	失業／雇傭の不安定	1.8
子女養育環境未及	子女養育のための住宅の取得困難	1.7
	育児支援施設／家族支援の不足	13.0
子女養育の経済的負担	子女養育費負担	28.6
	子女教育費負担	2.9
仕事と家庭の両立困難	出産による職場差別	0.1
	社会活動への支障／自我成就困難	3.4
	夫婦役割負担の不公平	3.2
個人／夫婦中心の価値観	余暇／夫婦生活享有の困難	0.5
出産健康水準の悪化	不妊	6.1
	健康問題	6.1
その他		12.4

* 保社研、「2005年度全国結婚及び出産動向調査」2005

イ. 推進計画

- 住宅購入能力の低い無住宅低所得の新婚夫婦の住宅の用意及び住居費の軽減を通じた結婚・出産促進のための新居用住宅の特別供給

◇無住宅低所得の新婚夫婦に年間5万戸の住宅を供給する。そのため、国民賃貸住宅、85m²以下の公共賃貸住宅、60m²以下の小型分譲住宅の30%を割り当てる。また専販

賃貸住宅を新婚夫婦に特別供給

- ・新婚夫婦への特別供給制度を新設するために「住宅供給に関する規則」を改定（2008年7月）し、新婚夫婦の新居用住宅の特別供給運用指針を制定（'08.7）

△賃貸住宅（2.5万戸）：国民賃貸2万戸、専賃賃貸0.5万戸

△分譲または分譲転換住宅（2.5万戸）：10年賃貸等公共賃貸1万戸、小型分譲住宅1.5万戸

- ・請約通帳（請約貯蓄、請約預・賦金）加入者のうち、結婚（再婚を含む）5年以内の無住宅低所得の新婚夫婦で出産（養子縁組を含む）以降請約可能にする
- ・低所得の基準は前年度の都市勤労者の平均所得の70%以下（月257万ウォン、'07年、統計庁）に制限する。ただし共働き夫婦は100%以下（月367.5万ウォン）に基準を緩和
- ・供給順位は結婚年次により決定（1：結婚3年以内、2：結婚5年以内）→競争がある場合は子女の数が多い人を優先→抽選

◇住宅を購入・賃借する新婚夫婦には国民住宅基金を通じ低利の購入資金また専賃資金を支援（年間7万世帯）

- ・購入資金の支援対象は、年所得2千万ウォン以下。貸付限度は1億ウォンで、利率は5.2%、1年据え置き19年償還
- ・専賃資金の支援対象は年所得3千万ウォン以下。貸付限度は6千万ウォンで年4.5%、2年償還（最長6年）

1 - 2 子女養育家庭の経済的・社会的負担の軽減

1. 保育・教育費支援の充実

ア. 現況

◇子女養育家庭の所得に占める保育・教育費の割合は平均 8.3%で、これを負担と感じる世帯の比率が 58.1%に達する

◇政府は児童の特性と親の所得水準等により保育・教育費の支援対象を選定し、その基準にしたがって支援金額を適用中

- ・満 0~4 歳児の年齢に合わせて保育・教育費を支給するほか、満 5 歳児の無償保育・教育費、農業者の乳幼児の養育費等を支援

乳幼児保育・教育費支援の現況

区分	支援対象世帯	支援水準	対象者数（千名）
満 0~4 歳児 初等保育／教育費	都市勤労者世帯 月平均所得の 100%以下	所得階層により 保育費の 100, 80, 60, 30%	730 (621+109)
満 5 歳児 無償保育／教育費	都市勤労者世帯 月平均所得の 100%以下	保育・教育費全額 保育施設・私立幼稚園＝月 167 千ウォン (国公立幼稚園＝月 55 千ウォン)	257 (130+127)
2 子女以上 保育・教育費	都市勤労者世帯 月平均所得の 100%以下 (第 2 子から)	保育・教育費の 50%	84 (70+14)
障害児 無償保育・教育費	保育施設利用障害児 (満 12 歳以下) 幼稚園利用障害児 (満 5 歳以下)	保育料全額 (月 372 千ウォン) 教育費全額 (私立幼稚園＝月 361 千ウォン、国公立幼稚園＝月 90 千ウォン)	15 3
農業者 乳幼児養育費	農地所有 5ha 未満	保育・教育費の 70% (満 5 歳児は 100%)	29
女性農業者 労働支援	農地所有 5ha 未満	保育・教育費の 35% (満 5 歳児は 50%)	25

年齢による保育・教育費の支援単価の水準 ('08 年)

- ・保育費：満 0 歳児は月 37 万 2 千ウォン、満 1 歳児は 32 万 7 千ウォン、満 2 歳児は 27 万ウォン、満 3 歳児は 18 万 5 千ウォン、満 3~5 歳児は 16 万 7 千ウォン

- ・教育費：満3歳児18万5千ウォン（私立）、満4～5歳児16万7千ウォン（私立）、
満3～5歳児5万5千ウォン（公立）

イ. 推進計画

●満0～4歳児の保育・教育費支援対象及び支援比率を拡大

- ◇満0～4歳の乳幼児の場合、都市勤労者世帯の月平均所得の100%以下の世帯を対象に年齢別に支援
- ◇保育料・教育費の全額支援の対象を基礎生活受給者及び次の上位階層において所得下位50%以下まで拡大（'09年）
 - ・年次的に保育料・教育費の全額支援対象を拡大

●満5歳児の保育・教育費、子女2人以上の家庭への追加支援と障害児及び農業者の乳幼児養育費への支援の持続施行

- ◇就学準備施設や育児支援施設の利用欲求が高い満5歳の児童については、都市勤労者世帯の月平均所得の100%以下の世帯は全額支援
- ◇育児支援施設を利用する障害児に対し所得水準に関係なく保育・教育費を全額支援
- ◇子女2人以上が同時に保育施設または幼稚園に通う家庭（都市勤労者世帯の月平均所得の100%以下）について、第2子からは保育・教育費の50%を追加支援
- ◇一定規模（5ha）以下の農地しか所有しない農業者の子女に対し保育・教育費を支援
- ◇女性農業者が仕事に専念できるようにするために子女の保育施設利用を促進し、そのための費用を支援

●i-愛カード（保育電子バウチャー）制度の導入

- ◇乳幼児の親に、民間託児所・幼稚園を利用できる電子カードを発給し親達が簡単・便利に民間託児所・幼稚園を利用できるよう改編

●保育情報のポータルシステムの構築

- ◇e-保育、保育情報センターのホームページ（39個）、保育電子バウチャー・システム等を需要者を中心に統合・連携しワンストップに情報を提供

2. 保育施設未利用児童への養育費支援

ア. 現況

- ◇子女の養育に対する経済的負担は中産層を含む大多数家庭の出産中断の主な要因と

して作用

- * 乳幼児 1 人当たりの月平均子女養育費用は、乳児 62 万 9 千ウォン、幼児 74 万 8 千ウォン（韓国保健社会研究院、2006）

◇保育施設を利用する児童については政府から年齢別に保育料を支援しているが、施設を利用しない児童については支援がなく親の養育費の負担が重いのが実情

- * 保育施設を利用しない児童（0～2 歳）の比率は 69%（0 歳 84.7%、1 歳 72.1%、2 歳 50.5%）

- * 0 歳児童が保育施設を利用する場合、政府は月 34～71 万ウォンを支援するが、家庭養育の時には支援が皆無

- ・乳児の場合、保育施設の代わりに祖父母・親姻戚等の家庭養育の比率が大きい

◇乳児を持つ就業女性の場合、祖父母・親姻戚による養育が 70.9%、家事代理人 9.4%

◇大多数の OECD 国家（韓国・トルコ等 4 力国を除いた 26 力国）を初めとする全世界の 90 力国余りで児童手当を実施しており、韓国の一自治体も養育支援手当を独自に支給中

- * ソウル市：第 3 子以上の乳幼児に保育料または養育手当（月 10 万ウォン）を支援

- ・親の負担が大きい乳児期の養育に対する国家レベルの支援を強化する必要がある

イ. 推進計画

●保育施設を利用しない児童に対する養育費の支援

◇保育施設・幼稚園の未利用児童に養育費を支給し養育負担の軽減を図る。年齢別保育料・教育費支援とのバランスをとる

- ・'09 年、準上位階層の 0～1 歳児童に対し月 10 万ウォンを支援、年次的に支援対象及び支援金額を拡大
- ・申請時に養育手当または保育施設利用料のうち一つを選択
- ・現金支援を原則にするが、今後、保育施設利用料と養育手当を全部電子バウチャーによって支援する方案も検討

3. 学校外教育費の負担を軽減するための支援

ア. 現況

◇放課後家庭において児童を保護するのが難しい家庭が多くなり児童の学習補充に関する需要が増えるにつれ、学院等の学校外教育機関を利用する児童が増加している実情

- ・学校外教育費は子女を養育している家庭に大きな負担であり、出産中断の主な原因として作用
- ・児童の放課後の保育・教育の需要を満たし学校外教育費の負担を軽減するために放

課後学校（学童保育）を活性化する必要

- ◇塾を利用する比率は小学校低学年で 76.6%、高学年は 69.2%
- ◇家庭が貧しくて塾等に通えない低所得層学生の教育機会を保障する必要
- ◇小学生の親の 47.2%が放課後も学校で子女を保護してくれることを希望しているが、
 - ・親・学生の多様な需要を満たせるプログラム及び運営システムが未整備
 - ・農・山・漁村等の教育疎外地域には学童保育所を運営するための別途支援が必要
- ◇小学生の 31.3%が放課後教育プログラムに参加（「放課後教育活動現況」、教育科学人
的資源部、'05. 3）
- ◇小・中学生に対する「サイバー家庭学習」サービスを '04 年に三つの市・道で試験的
に実施した後、'05 年から全国に拡大して実施
 - ・優秀な学習プログラムを地域、時間、場所に関係なくサイバー空間で学習できるよ
うにして学校外教育費の負担を解消

イ. 推進計画

●放課後学校を活性化するため制度の改善と低所得層の支援

- ◇放課後学校を広く開放して多様な教育機会を提供
 - ・教員、外部講師、ボランティア等地域社会の人的資源を最大限活用
 - ・地方自治体、企業、大学等の地域社会機関との連携・協力を強化し放課後学校を活性
化
- ◇放課後学校の利用料の負担が困難な低所得層の学生達にはバウチャー（自由受講券）
を支給し教育の機会から排除されないよう支援
 - ・需要者中心の支援方式を導入し生徒の選択権を保障
 - * 放課後学校プログラムの無償利用クーポンを支援（生徒 1 人に年間 30 万ウォン
前後）
 - * 支給対象：基礎生活保障受給者の子女、少年少女家長、脱北者子女、報勲対象者
子女、施設受容学生及びその他学校で支援の必要性を認める学生（準上位階層等）
 - * 利用プログラム：本校及び他校で開設した放課後学校の講座及び学校が機関や団
体に委託運営する講座等
 - ・バウチャー支援対象学生数の拡大： 9 万人('06 年)→27 万人('07 年)→32 万人('08
年)→35 万人('09 年)→39 万人('10 年)
 - * 農・山・漁村地域はバウチャー中心の運営だけでは自立が難しいので別途の支援
を推進
 - ・地域単位で放課後学校の運営費を全額支援し、地域別の環境に合わせてプログラム
運営費、施設・機資材費、移動手段費等に活用
 - * '06 年) 19 ヶ所の郡が選定した運営モデルを開発→'08 年) 140 の市・郡（全体
の農山漁村地域）

●放課後学校の小学保育教室の運営拡大

◇共働き家庭の子育ての負担を緩和し「保育のため学校外教育費」を軽減するため小学校低学年を対象とした保育プログラムの運営を拡大

初等保育プログラムの拡大計画					
区分	'06	'07	'08	'09	'10
施行学校数	1,100	2,400	2,549	2,799	3,100

●サイバー家庭学習の充実

◇サイバー家庭学習需要者の満足度を見直し実質的な学校外教育費の軽減に寄与する
・サイバー家庭学習サービスを運営するためのモデル開発や優秀事例を発掘・普及する等してプログラムを充実させ、あわせて効率化を図る

◇地域別に施行しているインターネット教育放送等を通して優秀な教育のコンテンツを提供

- ・塾や家庭教師等の学校外教育に代わりうる e-ラーニング (e-learning) を通した補充学習機会を提供することで教育費を軽減し地域間・階層間の教育格差を解消する
- ・中長期的な e-ラーニング体制を構築し公教育の補完機能を強化

4. 税制及び社会保険上の特典の拡大

ア. 現況

◇'04 年、出産・養育関連の所得控除を拡大したが、出産を奨励し養育費用を支援するにはまだ不十分な水準

◇独身世帯と 4 人世帯間の所得税負担率の差は、OECD 平均が 5.5%であるが、わが国の場合 1.2%に過ぎない

- ・租税負担の緩和等多様な支援を通して多子女世帯の経済的な負担を軽減する必要

出産・育児関連の所得控除及び非課税の規模

種類		現況	根拠
人的控除	基本控除	配偶者及び子 1人当 100万ウォン控除	所得税法 § 50
	追加控除	6歳以下の子 1人当 100万ウォン追加控除 出産・入養した当該年度に 該当子に 200万ウォン追加控除	所得税法 § 51
	多子女追加控除	子が 2人の場合追加 50万ウォン、 2人を超える場合 1人当 100万ウォン追加控除	所得税法 § 51-2
所得控除	教育費	・乳幼児教育費：1人当 200万ウォン限度 ・小中高校生の教育費：1人当 200万ウォン 限度 ・大学生の教育費：1人当 700万ウォン限度 障害者特殊教育費：全額	所得税法 § 52
特別控除	医療費	子の医療費のうち総給与の 3%超過金額を 所得控除（年 500万ウォン限度）	所得税法 § 52
	保険料	子の保障性保険料控除 (年 100万ウォン限度)	所得税法 § 52
	寄付金	児童福祉施設・母子福祉施設に 寄附される寄付金を控除	所得税法 § 52
非課税		出産・保育手当月 10万ウォン限度 育児休職給与・出産前後休暇給与	所得税法 § 52 所得税法 § 52

◇出産・養育による経済活動の断絶と負担を軽減するために社会保険の負担を軽減する必要

- ・国民健康保険加入者のうち年間所得が 500万ウォン以下の世帯の場合、子女の数に比例して保険料を賦課しているので多子女世帯に不利
- ・育児休職の際、健康保険料を休職前の給与を基準に賦課しているため育児休職者にとって負担
- ・外国の場合、出産・育児による社会的費用を認め一定期間年金保険料を納付したものとみなす子女養育クレジット（Credit for childcare）を実施
- * 子女 1人につき、フランスは 2年、ドイツは 3年、スウェーデンは 4年、オーストリアは 4年を納付期間として認定

世帯形態別、所得税負担率の国際比較

区分	平均所得勤労者の所得税負担率(%)		世帯類型による 差異 (%p)
	独身者世帯	4人世帯 (夫婦+2子)	
韓国	4.6	2.1	2.5
アメリカ	16.9	4.1	12.8
ドイツ	22.0	3.3	18.7
フランス	14.1	8.2	5.9
日本	8.1	4.3	3.8
OECD 平均	15.9	10.4	5.5

イ. 推進計画

●多子女家庭に有利なように所得控除体系を改編

(適用時期：'09.1.1以降発生した所得分から)

◇扶養家族数によって適用される1人当たりの控除額を拡大

* 1人当たりの控除拡大：100万ウォン→150万ウォン

◇扶養家族の数とは関係なく適用される勤労所得の基礎控除を一部縮小し扶養家族の多い世帯が有利なように改編

* 勤労所得基礎控除の縮小：500万ウォン以下：100%→80%

◇子女教育費及び扶養家族の医療費控除を拡大

●子女3人以上の家庭に対する自動車1台の取得税及び登録税の50%軽減 ('09~)

●健康保険料の賦課体系の改善

◇多子女世帯の健康保険料の負担を軽減

- ・健康保険料の賦課に必要な生活水準点数の算定の際、子女2人以上の世帯に不利にならないよう改善

◇育児休職の際、健康保険料を軽減し育児休職者の経済的負担を緩和

- ・育児休職者は休職前月の報酬月額を基準にして算定保険料の50%を軽減 ('07.7~)

●国民年金の出産クレジット制度運営の充実

◇子女2人以上の世帯に対し一定期間年金保険料を追加納付したものと認める('08.1~)

- ・第2子は1年、第3子から1年6ヶ月（最長50ヶ月）を付与
- ・夫婦が2人とも国民年金加入者である場合、合意により片方の加入期間だけに適用

し、合意がない場合は両方に均分

5. 子女養育家庭に対する住居安定支援

ア. 現況

◇住宅問題による経済的な負担が若い夫婦に出産を忌避する要因として作用している

- ・住居費用が高いわが国の社会・経済的な構造からして多子女世帯であるほど安定的に住居を確保することが難しい

◇多子女世帯への優遇政策が実施されているが、実際にその特典を実感するにはまだ足りない

- ・国民賃貸住宅への入居者選定の際、同一順位内での競争がある場合、子女の数によって加点の特典を付与 ('05. 11月)

* 子女三人の世帯に 3 点、2 人の世帯には 3 点を付与

イ. 推進計画

●多子女世帯について住宅分譲に関連したインセンティブの付与

◇子女が 3 人以上の世帯を対象に住宅の特別供給を実施 ('06. 8月～)

- ・民営住宅及び公共機関が建設・供給する住宅建設量の 3 % の範囲内で 3 人以上の子女がいる世帯に対し特別供給を実施
- ・多子女世帯に関しては家族員数に従って 85m² を超える住宅を特別供給

●多子女家庭、初期の家庭を形成している層等の実需のある世帯に住宅資金の貸し出し等の特典を付与

◇勤労者・庶民が住宅購入資金及び人生初の住宅購入資金に貸し出しを利用する際、子女 3 人以上の無住宅世帯に対しては 0.5% 水準の優待金利を適用、限度額も 5 千万ウォン上向適用中

◇勤労者・庶民の専貯資金を利用する際、子女 3 人以上の無住宅世帯に対し限度額を 2 千万ウォン上向適用中

6. 未婚母・未婚父への支援拡大

ア. 現況

◇未婚母・未婚父の社会経済的な能力は不足しているが、この家族に対する支援サービスが足りないいうえ、既存制度の活用も不十分

- ・未婚母への支援は出産前後の短期間の居住施設の提供に留まり、子育てのための体

系統的な支援が不十分

- * 08年現在、未婚母子の保護施設が25ヶ所、未婚母子の共同生活家庭15ヶ所
- ・妊娠・出産・養育に提供される基礎生活保障、医療サービス等の国家支援が未婚母には積極的に適用されていない

◇最近、子女の養育を希望する未婚母の増加傾向と韓国社会の先進化水準を考慮すると、

未婚母・父の力量強化と子女養育への支援が必要

- ・家族の支持と経済的支援がある場合は未婚母の子女養育の意思は増大

- * 施設に入所している未婚母のうち養育を希望する人の比率（女性部：1.2%（'98年）
→ 11%（'01年）→ 31.7%（'05年）

イ. 推進計画

●未婚母・父支援のための拠点機関の運営（'09年～）

◇地域社会に居住する未婚母・父が利用しやすい地域専門機関を拠点機関として指定・運営し未婚母・父を支援

- ・129センターとの連携や地域ネットワークを構築し危機の発生に対処し医療サービスの情報を提供、保護施設等と連携
- ・危機状況に対する支援、子女養育及び生活計画の相談等未婚母・父の初期セーフティ・ネットワークの役割を担当
- * ('09年) 10ヶ所 → ('10年) 16ヶ所

●基礎生活保障の適用基準の緩和と生計支援

◇'03年から施行されている「未婚母扶養義務者の基準緩和」等基礎生活保障特例を徹底して適用し、その適用時期を出産時から妊娠初期まで拡大（'09年～）

- ・未婚妊娠の産前管理及び栄養を補完することで未熟児の出産等を予防

◇住民登録抹消者等住居地が一定していない未婚母の場合、住民登録が復元するまで基礎生活保障番号を与え保護

●未婚母家族の居住地支援

◇未婚母・父が子女を養育できる小規模の共同生活家庭を拡大（'10～）

- ・既存の買入賃貸住宅（国土海洋部、住宅公社）を活用し低費用で住宅を確保

- * 未婚母施設を未婚母子施設に転換し施設を養育に相応しい構造に改造（'09～）

1 - 3 多様で質の高い育児支援のインフラの拡充

1. 育児支援施設の拡充を通じた保育需要の充足

ア. 現況

◇国公立保育施設に対する需要に比べ施設利用が困難で受容能力が不足

- ・国公立保育施設に対する親の満足度は高いが、利用している児童の数は全体保育施設利用児童の10.8%に過ぎない

◇保育施設満足度（4点満点）：国公立保育施設（2.89）>民間保育施設（2.84）

（女性家族部、「2004年度全国保育・教育実態調査」、2005年）

保育施設の類型別、施設及び利用児童の現況

区分	計	国・公立	法人	民間		職場	家庭	父母
				法人等	民間個人			
施設数	30,856	1,748	1,460	1,002	13,081	320	13,184	61
(%)	(100)	(5.7)	(4.7)	(3.2)	(42.4)	(1.0)	(42.7)	(0.3)
児童数	1,099,933	119,141	118,211	55,906	612,484	15,124	177,623	1,444
(%)	(100)	(10.8)	(10.7)	(5.1)	(55.7)	(1.4)	(16.1)	(0.2)

* 資料：女性家族部「保育統計」2007.12月（職場保育施設には非義務事業場に設置された施設を含む）

◇特に中小都市以下（脆弱地域）の国公立施設の比重が他の地域に比べ低い

◇0～2歳乳児の施設利用比重が低く今後追加需要が発生した場合対応が困難

- ・満3歳以上の幼児の場合 68.6%が育児支援施設を利用しているが、満3歳未満の乳児は21%だけが施設を利用

乳幼児の年齢別、育児支援施設の利用現況

区分	計	満0歳	満1歳	満2歳	満3歳	満4歳	満5歳	備考
総数	2,832,282	449,027	439,640	449,410	476,281	490,314	527,610	統計庁 ('07, 推計人口)
保育施設 利用児数 (%)	1,038,615	68,908	122,663	222,258	237,919	207,305	179,562	保育統計 ('07.12.31) 女性家族部
幼稚園 利用児数 (%)	535,057	-	-	-	93,005	170,726	271,326	教育統計年報 ('07.12.31) 教育部

*注) 保育施設利用児童総数(1,099,933人)のうち満6歳以下の児童を除外

- ◇'06年から職場の保育施設設置義務の基準を常時勤労者500人以上または常時女性勤労者300人以上の事業所へ拡大
 - ・職場の保育施設義務の移行率は増加傾向を示している：'05年に21.6%→'06年に25.7%→'07年に32.0%→'08.6月は59.5%

イ. 推進計画

●国公立保育施設の持続的な拡充

- ◇低所得層密集地域等脆弱地域を中心に優先的に設置
- ◇新築・既存施設の活用等多様な拡充方式を推進
- ◇民間施設の買入、福祉館等公共建物を新築する際、複合化し、閉鎖役場等の公共建物等を活用する。共同住宅（国民賃貸住宅）の義務設置保育施設のリモデリング等

●乳幼児のための統合的育児支援施設の設置及び支援

- ◇学校新設の際は併設幼稚園の設置を推進
- ◇学校のBTL事業推進の際に設立された併設幼稚園は終日制を運営

BTL事業

民間が資金を投資し社会基盤施設を建設（Build）した後、国家・自治体へと所有権を移転（Transfer）し、国家・自治体に施設を賃貸（Lease）し、約定した賃貸料の収入で投資費を回収する事業方式

●職場内保育施設の設置及び運営支援の拡大

- ◇職場保育義務事業所を類型別に体系化し、事業所の実情に合ったサービスを提供
 - ・職場内保育施設の設置及び運営する事業所に施設設置費の融資及び支援、保育教師の人件費及び教材教具費の支援
 - ・保育児童の数が足りなくて保育施設を設置できない事業所には保育手当の支給及び委託保育を推奨
- ◇体系的な職場保育の需要を調査し現場需要を反映した保育サービスの提供を誘導
 - * 勤労環境（3交替勤務、産業団地）、育児環境（乳児保育、遠距離居住）を考慮し、①手当②近距離への委託③直接設置の中から選択させる需要調査を実施
- ◇関係部署が合同で職場内保育施設の義務設置事業所について定期的に実態調査を実施し義務を履行しているかどうか集中的に管理

2. 民間保育施設のサービス改善

ア. 現況

◇保育児童の 70%が利用している民間保育施設に対する親の満足度が国公立の保育施設より低いのが実情

* 保育施設の満足度（4点満点）：国公立保育施設（2.89）>民間保育施設（2.84）（女性家族部、「2004年度全国の保育・教育実態調査」、2005年）

イ. 推進計画

●保育施設の評価認証制の実施等施設運営の透明性の向上

◇保育サービスの質を高め親達が施設を選択するのに必要な情報を提供するために保育施設の評価認証を実施

・'09年まで保育施設に対する1次評価認証を施行し、今後3年ごとに再認証を推進

◇保育施設運営の透明性を見直すための方案づくり

・公立・法人、一定規模以上の民間施設に「保育施設運営委員会」の設置を義務づけ、自治体別の「親モニタリング団」を構成する等施設運営の透明性を高める

3. 多様な育児支援サービスの拡大

ア. 現況

◇親の育児サービス需要に応えられるような多様な育児支援サービスの提供が不足

・大部分の保育施設は午後7時30分に終了し、運営時間を延長する施設は全体の9%に過ぎない（'07年、2,867ヶ所）

・終日制幼稚園の場合、'01年(12.7%)、'03年(34.3%)、'05年(62.5%)、'07年(81%)、'08年(91%)と持続的に増加

◇核家族化と共に働きの増加等家族構造の変化により家庭内での子女養育機能が弱くなり児童の面倒を見られない状況が生じている

・保育対象（0～5歳）児童283万人のうち44%は施設を利用していない（'07年）

*特に乳児の保育施設の未利用率は79%で、施設保育の死角地帯を解消する必要

イ. 推進計画

●時間延長型保育サービスへの支援拡大

- ◇時間延長保育のための保育教師を増員し人件費の80%（民間保育施設の場合は月100万ウォン）を支援する
* 人件費の支援対象：'07) 4千人→'08) 5千人→'09) 5千人→'10) 6千人

●子守サービスの拡大

- ◇子守派遣地域を拡大し、利用の便宜性を強化して支援対象を拡大
・養育者の出張・夜勤・疾病等一時的で緊急に子守が必要な家庭に子守を派遣し児童の安全や養育の負担を軽減
* 子守派遣地域及び対象になる児童：38地域・14万人（'07）→65地域・20万人（'08）→65地域・22万人（'09）

◇支援家族の類型及び児童の特性を考慮した出張保母サービスの開発

●町ぐるみ育児ネットワークの構築

- ◇公的、民間機構の保育を補う多様な保育形態を模索し、柔軟に養育問題解決を図る
・3ヶ年モデル事業を推進後、妥当性の評価を通して全国への拡大を検討（'08年10地域～'10年30地域）
・家族奉仕団、ボランティア等草の根の自助の集まりを活用し助け合い育児ネットワークを構築
◇町内互助組織をつないでくれる役割担当者（コーチング・リーダー）を選定・教育
◇子守が必要な5～10世帯を一組とする体制を構成し1地域内で10～20組の50～100世帯で運営

町ぐるみ育児ネットワーク

- ◇健康家庭支援センターでボランティアを育児ネットワークのコーチ（Community Care-network Coach, CNC）として養成
・オンライン・オフライン上での助け合いを希望する家庭を連絡し管理
例）専業主婦・共働き、共働き・共働き、祖母・共働き家庭等を連携

●終日運営する幼稚園を'08年91%から'10年まで全幼稚園（100%）に拡大

◇施設環境改善費の支援：'08年～'10年にかけて毎年200億ウォンを支援

1 - 4 妊娠・出産に対する支援の拡大

1. 産前検査及び分娩脆弱地域への支援

ア. 現況

◇妊娠・出産関連の補助金拡大を持続的に推進しているが、妊娠中の産前検査費用に対する支援が不十分で子女を出産する世帯の経済的負担として作用

- ・妊娠から出産に至るまでの検査、分娩等に支出される平均医療費は185万ウォンで、このうち約50~70%を妊婦が負担するものと推算される

* 分娩費用（入院）は自然分娩の際の本人負担分を免除する（帝王切開は20%を本人が負担）。上級病室・選択診療を利用する際の費用は全額本人が負担

* 産前診察費用（70万ウォン前後）のうち超音波等の検査費用（49万ウォン前後）は補助対象外項目として全額本人が負担

妊娠・出産関連1人当たり平均費用実態調査（健保公団）

区分	総費用	保険給与費の構成	費用
産前診察	70万ウォン	保険者負担	14.7万ウォン (7.6%)
		本人負担	7.4万ウォン (4.0%)
		非給与	48.6万ウォン (26.3%)
分娩	115万ウォン	保険者負担	69.0万ウォン (37.3%)
		本人負担	46.0万ウォン (24.8%)
合計	185万ウォン	-	185.0万ウォン (100.0%)

◇医療事故発生の危険や過重な業務等により産婦人科専攻医の志願が減少しているほか、出生児減少によって郡地域では既存の産婦人科病・医院の廃業が増加し開業は皆無の実情

- ・産婦人科診療のインフラが不足な地域の妊婦達は遠隔地で検査・出産せざるを得ず、救急事態が発生した場合迅速な対処が困難等、母性健康を脅かされている実情
- ・産婦人科のない市郡区域が全国で27ヶ所に及ぶ（江原道麟蹄、全羅北道完州、慶尚南道固城等、'08年9月基準）
- ・'08年から慶尚南道及び人口保健福祉協会が産婦人科から遠く離れている地域を中心に移動産前診察サービス「巡回産婦人科」を提供中

産前診察支援の海外事例

区分	運営主体	給付方式	サービスの内容
台湾	健康保険から産前診察を無料で提供	現物給付	産前診察 10 回 超音波検査提供
日本	政府次元で市町村保健センターを中心に妊娠・出産・育児及び乳幼児等の健康サービスを提供	現金給付 ※ただし出産後ぶ産前診察と出産を含む費用を現金で給付	健康保険は産前診察と分娩をカバーしない
イギリス	NHS	現物給付	産前診察 11 回 超音波検査提供
フランス	健康保険から給付	現物給付	産前診察 11 回 超音波検査 2 回提供 ※妊娠・出産による賃金喪失分の補償のため支援金形態で現金給付も併行
オランダ	健康保険	現物給付 ※産前検査費と出産費は基本的に妊産婦本人が負担し、本人の健康保険加入条件によって保険会社から現金を受ける	産前診察 14 回

イ. 推進計画

- 超音波検査等妊娠期間中の産前診察に必要な検査に対し妊婦本人の費用負担を減らす方案の推進
 - ◇ 産前診察費用を健康保険の財政から電子バウチャーの形で提供し産前診察費用を支払う際に決済できるようにする ('08.12~)
 - * 1人当たり 20 万ウォン、1回当たり 4 万ウォン以内で使用する方案を推進
- 産婦人科の病・医院がないところや遠く離れている地域を中心に、移動産前診察サービスを提供する「巡回産婦人科」事業を全国的に広める
 - ◇ 自治体と共同分担し産前診察、妊婦管理、有所見者の 2 次検診依頼及び産前診察終了後の分娩機関との連携サービスを提供する ('09 年)